# 顧問契約書

株式会社●●●●（以下、「甲」という。）と■■■■（以下、「乙」という。）は、乙が甲のために行う顧問業務に関して、次の通り契約する。

#### 第○条（契約の成立）

甲は乙に対して、乙が甲の顧問として、以下記載の業務・サービスの顧問業務（以下、「委託業務」という。）を行うことを委託し、乙はこれを承諾した。なお、乙は委託業務を第三者へ委託してはならない。

・○○○○に関する相談

・乙が提供するサービス「○○○○」の提供

・○○○に関する助言

#### 第○条（顧問料）

甲は、乙に対し、顧問料として月額○○円（消費税込み）を、毎月月末に、下記乙の指定する銀行口座に振り込み支払う。

○○銀行

○○支店

普通口座

12345678

■■■■

#### 第○条（費用）

乙が、甲の顧問業務遂行のために、費用が発生する場合は、その都度、甲乙間での協議によって、負担者及び支払い方法を書面によって決定するものとする。

#### 第○条（期間）

本顧問契約期間は、令和○年○月○日〜令和○年○月○日とする。

但し、同期間終了の○ヶ月前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、本契約を延長しないという旨の意思表示がない限り，本契約は自動的に〇年間延長されるものとし、以後も同様とする。

#### 第○条（秘密保持義務）

乙は、顧問業務の遂行上、乙において覚知した甲の業務内容など、本顧問契約の履行に関して甲から提供又は開示された情報について、第三者に漏洩してはならない。

第○条（競業避止義務）

乙は、甲と同種の事業を営む場合、または甲と同種の事業を営む会社等と顧問契約を締結する場合には、当該別の会社等との顧問契約締結前に、甲に申請し、その書面による承諾を受けるものとする。

#### 第○条（専属的合意管轄裁判所）

本顧問契約に関する一切の争訟は、○○裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第○条（協議）

本顧問契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

以上の通り、本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙が各自記名（署名）捺印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）───────────

住所─────────

名称─────────

 　　　　　　　　　印

（乙）───────────

住所─────────

名称─────────

　　　　　　　　　印